

8-3 販売(消費)数量

(1) 酒類販売(消費)数量

区分	酒類製造者の移出数量					販売業者の販売数量		平成29年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	御売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清酒	kℓ -	kℓ 1,370	kℓ 3,201	kℓ 166	kℓ 326	kℓ 37,050	kℓ 21,517	kℓ 2,984	kℓ 21,842
合成清酒	-	2,448	15	-	3	3,276	1,498	136	1,501
連続式蒸留焼酎	-	11,125	5,664	-	31	65,080	34,395	3,361	34,426
単式蒸留焼酎	-	56	202	63	26	7,591	6,169	1,243	6,195
みりん	-	105	3	-	-	7,698	3,808	423	3,808
ビール	138	114,032	391	218	922	311,150	121,708	7,610	122,630
果実酒	1	307	2,331	342	441	25,161	15,187	3,828	15,629
甘味果実酒	-	10	51	7	12	543	321	60	332
ウイスキー	-	85	64	-	9	16,325	7,102	885	7,111
ブランデー	-	41	7	1	-	418	226	40	226
発泡酒	2	33,788	213	123	90	78,474	37,409	2,718	37,499
原料用アルコール・スピリット	-	2,885	1,268	-	2	36,376	13,383	1,447	13,386
リキュール	-	49,178	1,032	39	14	224,595	104,710	6,755	104,726
その他の醸造酒	-	18,023	-	4	1	43,311	23,661	1,338	23,662
粉末酒・雑酒									
合計	141	233,451	14,444	966	1,878	857,052	391,099	32,835	392,975

調査期間等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」
又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ 一 ル	その他の酒類	合 計
平 成 24 年 度	kℓ 23,996	kℓ 1,886	kℓ 46,110	kℓ 123,145	kℓ 204,322	kℓ 399,460
平 成 25 年 度	24,837	2,057	46,295	124,362	211,421	408,981
平 成 26 年 度	22,965	1,656	42,947	121,520	207,212	396,300
平 成 27 年 度	22,928	1,630	41,808	123,054	206,697	396,114
平 成 28 年 度	21,842	1,501	40,621	122,630	206,379	392,975

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 稅務署別酒類販売(消費)数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	み り ん	ビ 一 ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュー	そ の 他	合 計	税務署名
札幌中	kℓ 1,043	kℓ 71	kℓ 939	kℓ 355	kℓ 101	kℓ 13,839	kℓ 1,581	kℓ 27	kℓ 494	kℓ 12	kℓ 695	kℓ 494	kℓ 3,110	kℓ 292	kℓ 23,053	札幌中
札幌北	2,385	152	3,686	665	387	11,062	1,606	21	772	40	4,301	1,614	13,176	2,218	42,086	札幌北
札幌南	2,735	134	3,924	1,012	395	17,122	2,426	57	1,109	22	4,943	1,828	14,662	2,767	53,136	札幌南
札幌西	1,996	135	2,462	668	490	9,190	1,894	32	676	15	3,522	1,346	10,150	1,681	34,258	札幌西
札幌東	1,424	102	2,314	412	419	5,751	1,182	31	483	17	2,751	1,152	8,448	1,727	26,211	札幌東
函館	1,509	143	2,800	436	389	8,126	922	18	502	18	2,769	1,122	7,308	2,129	28,192	函館
小樽	621	65	813	136	145	3,088	651	10	188	5	844	256	2,212	546	9,580	小樽
旭川中	742	39	1,074	168	73	4,064	453	9	200	6	1,015	380	3,520	658	12,400	旭川中
旭川東	1,014	82	1,634	174	158	4,780	499	9	233	6	1,693	587	4,472	1,220	16,562	旭川東
室蘭	790	65	1,421	230	128	3,999	411	6	240	5	1,388	483	3,412	916	13,493	室蘭
釧路	1,044	70	1,791	262	182	4,855	511	9	293	11	1,769	637	4,610	1,149	17,192	釧路
帶広	1,024	74	1,703	375	224	6,493	704	14	320	14	2,049	726	5,891	1,261	20,872	帶広
北見	521	45	885	144	91	2,854	281	8	144	7	1,038	323	2,352	658	9,351	北見
岩見沢	699	39	1,179	140	88	3,493	341	5	190	4	1,083	287	2,544	827	10,918	岩見沢
網走	334	28	624	118	51	2,096	163	2	108	4	675	188	1,544	391	6,326	網走
留萌	268	15	330	34	22	940	59	1	43	2	258	80	692	279	3,022	留萌
苦小牧	803	56	1,620	276	154	4,536	449	11	292	8	1,853	578	4,364	1,319	16,321	苦小牧
稚内	346	21	587	65	38	1,920	121	3	86	3	616	121	1,408	364	5,699	稚内
紋別	227	19	515	54	34	1,452	94	2	59	2	429	81	1,081	321	4,369	紋別
名寄	241	8	522	52	26	1,416	103	2	57	1	428	94	1,243	269	4,461	名寄
根室	407	19	466	71	44	1,673	139	3	88	6	578	191	1,283	365	5,334	根室
漣川	426	23	876	83	40	1,999	168	3	107	2	708	186	1,823	641	7,085	漣川
深川	126	5	212	16	9	690	50	1	24	0	154	48	453	136	1,925	深川
富良野	146	8	252	32	14	1,025	171	1	40	1	273	104	824	206	3,097	富良野
八雲	195	25	395	36	18	1,148	62	1	52	1	349	104	905	256	3,546	八雲
江差	93	11	236	27	9	532	39	0	24	1	212	57	425	149	1,815	江差
俱知安	292	18	420	67	27	2,191	221	2	84	2	463	124	1,205	315	5,432	俱知安
余市	112	8	200	26	13	499	91	41	127	6	152	57	423	144	1,901	余市
浦河	198	14	359	45	27	1,275	78	1	58	2	373	99	868	341	3,739	浦河
十勝池田	81	7	187	16	12	522	159	2	18	3	118	39	318	117	1,599	十勝池田
合 計	21,842	1,501	34,426	6,195	3,808	122,630	15,629	332	7,111	226	37,499	13,386	104,726	23,662	392,975	合 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本年度末免許場数													(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休造	合計(A)			場 者	場 者
清酒	18	-	-	-	2	-	1	3	4	3	-	-	-	-	-	5	18	4	12	内 3 14	
合成清酒	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	3	-	内 - 2	
連続式蒸留焼酎	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	4	1	2 内 1 3	
単式蒸留焼酎	12	-	-	-	2	2	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	12	3	5 内 1 7	
みりん	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	内 - 2	
ビール	22	-	-	-	4	1	5	5	2	-	1	-	-	-	-	3	1	22	3	16 内 2 16	
果実酒	43	5	-	-	15	11	11	1	-	1	1	1	-	-	-	-	7	48	10	42 内 8 43	
甘味果実酒	16	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	16	4	- 内 4 14	
ウイスキー	4	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	5	1	2 内 1 2	
ブランデー	5	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	2	1 内 2 4	
原料用アルコール	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	3	-	1	内 - 2	
発泡酒	36	-	-	-	6	3	4	-	1	1	-	-	-	-	1	2	18	36	2	5 内 1 27	
その他の醸造酒	27	1	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	15	28	5	9 内 5 23		
スピリッツ	32	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	30	32	1	1 内 1 26		
リキュール	29	-	-	-	-	2	4	-	1	-	1	2	-	-	2	17	29	1	1 内 1 21		
粉末酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	- 内 1 1		
雑酒	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	29	1	- 内 1 24		
合計	287	7	-	-	47	20	36	8	8	6	6	6	2	4	8	143	294	39	97 内 32 231		
各酒類を通じたもの	平成26年度						22	6	19	7	8	5	4	4	-	1	5	3	84	11 内 7 69	
	平成27年度						23	10	23	6	8	6	4	3	-	3	3	2	91	13 内 9 74	
	平成28年度						29	11	21	7	7	5	5	3	-	2	4	3	97	14 内 10 79	

調査対象等：平成29年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成28年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰場	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	場	場	場	場	場	場	場	場
	1	-	-	23	5	-	29	10
合成清酒	-	-	-	20	-	-	20	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	21	-	-	21	-
単式蒸留焼酎	-	-	-	21	-	-	21	-
みりん	-	-	-	20	1	-	21	-
ビール	-	-	-	21	1	-	22	13
果実酒	-	-	-	22	4	-	26	4
甘味果実酒	-	-	-	21	4	-	25	-
ウイスキー	-	-	-	21	-	-	21	3
ブランデー	-	-	-	20	-	-	20	1
原アルコール	-	-	-	19	-	-	19	-
発泡酒	-	-	-	20	3	-	23	-
その他の醸造酒	-	-	-	20	1	-	21	-
スピリッツ	-	-	-	20	4	-	24	1
リキュール	-	-	-	22	3	-	25	1
粉末酒	-	-	-	19	-	-	19	-
雑酒	-	-	-	20	4	-	24	-
合計	1	-	-	350	30	-	381	33
うち実蔵置場数	1	-	-	23	9	-	33	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成29年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるものの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基數
場	基
3	3

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	うち休造場数	
酒母	場	場
もろみ	10	1

(3) 販売業免許場数

区分		本年度末販売場数(A)			(A)のうち 1年以上引き継ぎ 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計		
販売方に法限による条件の付され付けてさいなれていまいのる及もびの	全酒類	場	場	場	場	者
	全酒類	36	130	166	22	59
	ビール	1	16	17	-	6
	洋酒	4	44	48	-	18
	輸出入酒類	25	40	65	9	41
	店頭販売酒類	-	2	2	-	1
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-
	自己商標酒類	1	10	11	-	3
	自製酒類	清酒・みりん	2	11	13	3
		合成清酒・焼酎	-	5	5	1
		ビール	1	5	6	-
		洋酒	-	5	5	3
		計	3	26	29	7
	期限付	-	-	-	-	-
	その他酒類	-	-	-	-	-
	合計	70	268	338	34	135
販売条件が付にされ小売てにい限るるも旨の	合計のち	小売業者の共同購入機関	28	-	28	-
		卸売業者の共同購入機関	1	-	1	-
		製造者の共同販売機関	-	-	-	-
	全酒類	一般のもの		7,971	148	4,501
		期限付		2	-	1
		特殊のもの		4	-	-
		計		7,977	148	4,502
	その他の酒類	一般のもの		95	4	65
		期限付		4	-	3
		特殊のもの		44	9	40
		通信販売だけのもの		91	7	52
		計		234	20	160
	合計			8,211	168	4,662
	媒介業			53	-	9
	代理業			-	-	-

調査時点：平成29年3月31日

用語の説明：1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 稅務署別免許場數

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。